

1952年 (昭和27年)

前年来の深刻な不況ムードが拡大し、3月には通産省から操業短縮の勧告が発せられ、産業界では業種ごとのカルテル的活動が広まった。特筆すべきは、我が国がIRSG（国際ゴム研究会）に加盟し、5月にオタワで開催された同総会に業界から初めて代表を派遣したことで、講和独立後の日本の業界として画期的な出来事であった。また、合成ゴムへの関心が高まったことも看過できない。

本会の主要業務活動等

- 4月 ゴム製品の需給の適正化を図り、市場の安定を期するための方策審議を目的とし、本会内に「需給委員会」を設置
 - 〃 同じく「ゴム履物部会」を設置
 - 〃 本会の機関紙を「旬報」から「月報」に切り替え
- 5月 IRSG（国際ゴム研究会）に加盟、第9回総会（オタワ）に業界から初めて参加者を派遣
- 6月 中小企業安定法案による調整組合の結成について、各業種別に検討開始（同法は8月1日公布、即日施行）
- 9月 マレーの粗悪生ゴムの積み出しに対して、産地側に抗議
- 12月 シンガポール商工会議所ゴム協会会長E.G.ホリデー氏来日、生ゴムの品質改善について懇談

ゴム産業関連事項

- 1月 神戸ゴム取引所で生ゴムの先物取引開始
- 3月 通産省は自動車タ・チ、自転車タ・チ、地下足袋、布靴、総ゴム靴、ベルト、ホースおよびゴム引布の8業種に対し、前年10～12月の実績比約3割の操短を勧告
- 4月 カーボンブラックの統制（指定生産資材ならびに統制額）廃止
- 8月 通産省の組織改正により、ゴム製品の所管は軽工業局日用品課へ移る
- 9月 公取委、自動車タイヤメーカー6社に操短中止勧告、業界これを応諾
- 10月 通産省、10月以降のゴム工業操短勧告を中止
- 12月 東京ゴム取引所設立

政治・経済・社会情勢

- 2月 通産省、綿紡4割操業短縮を勧告（勧告操短の開始）
 - 〃 日米行政協定正式調印
- 3月 技術向上・設備近代化促進のための「企業合理化促進法」公布
- 4月 対日講和条約発効、GHQの廃止正式発表
- 5月 皇居前広場でデモ隊と警官隊が衝突（メーデー事件）
- 6月 長期信用銀行法公布
- 7月 農地法公布、電源開発促進法公布、破壊活動防止法公布
 - 〃 経済安定本部廃止、経済審議庁発足
- 8月 労働三法改正法施行
 - 〃 IMF（世界通貨基金）に加盟
- 10月 第4次吉田内閣成立

参考データ

公定歩合の動き

.....

GNP
(名目/暦年)

6兆2,610億円

四輪車生産台数

39千台
前年比：2.6%

新ゴム消費量

62千トン
前年比：13.5%